

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

インコタームズ2020年版の概要（下）

〔最新版インコタームズ2020年規則の解説 1 のつづき〕

2) 規定項目

インコタームズにおける各条文の規定方法は、売主の義務（A）と買主の義務（B）とでそれぞれ10項目に整理し、各頁の左右見開きに売主の義務と買主の義務が対称になるように配置されている*。

インコタームズ2020年版での売主・買主の義務規定項目

〔インコタームズ2010年版での売主・買主の義務規定項目〕

A 売主の義務	B 買主の義務
A 1 一般的義務 〔売主の一般的義務〕	B 1 一般的義務 〔買主の一般的義務〕
A 2 引渡 〔許可、認可、安全確認およびその他の手続〕	B 2 引渡の受取 〔許可、認可、安全確認およびその他の手続〕
A 3 危険の移転 〔運送および保険契約〕	B 3 危険の移転 〔運送および保険契約〕
A 4 運送 〔引渡〕	B 4 運送 〔引渡の受取〕
A 5 保険 〔危険の移転〕	B 5 保険 〔危険の移転〕
A 6 引渡・運送書類 〔費用の分担〕	B 6 引渡・運送書類 〔費用の分担〕
A 7 輸出入通関手続き 〔買主への通知〕	B 7 輸出入通関手続き 〔売主への通知〕
A 8 照合・包装・荷印 〔引渡書類〕	B 8 照合・包装・荷印 〔引渡の証拠〕
A 9 費用の分担 〔照合－包装－荷印〕	B 9 費用の分担 〔物品の検査〕
A 10 通知 〔情報による助力および関連費用〕	B 10 通知 〔情報による助力および関連費用〕

5. インコタームズ2020年版と2010年版との主な相違点

1) 新1規則の規定と旧1規則の廃止

インコタームズ規則（トレード・タームズ）の数は、11で変化はなかった。下表のように、2020年版ではDPU規則（荷降ろし込み持込渡し）が新たに規定され、2010年版のDAT規則（ターミナル持込渡し）が削除された。

2010年版のDAT規則では、引渡は、売主が指定された仕向地（ターミナル）で、物品を到着した車両から荷降ろしして買主の処分に委ねたときに行われる。また仕向地の指定ターミナルは港でもあり得るため、DATは2000年版のDEQに代えて用いることができる。2020年版ではDAT規則がDPU規則に改称され、仕向地はターミナルに限定せずいかなる場所でもあり得るため、DPUは2010年版のDATに代えて用いることができる。

インコタームズ 2010年版	インコタームズ 2020年版	「荷降ろし」の義務者	「輸入通関」の義務者
DAP	DAP	買主	買主
DAT	DPU	売主	買主
DDP	DDP	買主	売主

2) 「連続売買」に対する新規定

2010年版では、商品取引関係者からの反対を押し切る形で「本船の欄干」規定を見直したためか、商品取引では一般的な物品の運送中の転売についての規定が設けられている。この取引は「連続売買」（String Sales）と称され、物品の運送中に「ひものように一つながりに」（Down a String）何度か売買が繰り返される。この場合、そのひもの中間に位置する売主は、ひもの最初の売主により既に物品は船積みされているので、物品を「船積み」することはない。したがって、ひもの中間に位置する売主は、物品を船積みすることではなく船積み済の物品を「調達する」

（Procure）ことにより買主に対する売主の義務を履行する。つまり、「調達する」とは、運送中の物品が売買されその売買契約が締結することを意味している。2010年版ではFAS、FOB、CFR、CIFにおいて、物品の引渡は、本船の船側または船上に物品を置くことだけではなく、既に船積みのためにそのように引き渡された物品を調達することのいずれかにより履行される。

また、2020年版では、FAS、FOB、CFR、CIFにおいて連続売買時の規定が引き継がれ、FCA、CPT、CIP、DAP、DPU、DDPにおいて新たに連続売買時の規定が追加された。

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

3) 貨物保険補償（担保）範囲

CIP規則（輸送費保険料込み）およびCIF（運賃保険料込み）ともに、保険は、信頼のおける保険業者または保険会社と契約するべきであり、かつ物品に対する被保険利益を持つ買主またはその他の者に、直接保険金を保険業者または保険会社に請求する権利を与えるものでなければならない。

CIPでは、売主は、補償範囲として協会貨物約款の（A）条件またはそれと同種の条件により規定された保険を取得しなければならない。

CIFでは、売主は、補償範囲として協会貨物約款の（C）条件またはそれと同種の条件により規定された保険を取得しなければならない。

また両規則ともに、売主は、買主の要求がある場合には、原則的に追加補償を買主の費用で提供すべきである。

貨物保険契約に関わる情報提供の義務について規定が行われている。2020年版では11規則のA5〔保険〕およびB5〔保険〕で、貨物保険契約の締結義務の有無に付随させて、依頼があれば保険契約の取得に関わる情報提供の義務について規定されている。

インコタームズ2010年版・2020年版で規定されたトレード・タームズの比較

インコタームズ2010年版		インコタームズ2020年版	
Rules for any mode or modes of transport (単一または複数のいかなる運送手段にも適合した規則)		Rules for any mode or modes of transport (単一または複数のいかなる運送手段にも適合した規則)	
EXW	Ex Works (named place of delivery)	EXW	Ex Works (named place of delivery)
FCA	Free Carrier (named place of delivery)	FCA	Free Carrier (named place of delivery)
CPT	Carriage Paid To (named place of destination)	CPT	Carriage Paid To (named place of destination)
CIP	Carriage and Insurance Paid To (named place of destination)	CIP	Carriage and Insurance Paid To (named place of destination)
DAT	Delivered At Terminal (named terminal at port or place of destination)		
DAP	Delivered At Place (named place of destination)	DAP	Delivered At Place (named place of destination)
		DPU	Delivered at Place Unloaded(named place of destination)
DDP	Delivered Duty Paid (named place of destination)	DDP	Delivered Duty Paid (named place of destination)
Rules for sea and inland waterway transport (海上および内陸水路運送に適合した規則)		Rules for sea and inland waterway transport (海上および内陸水路運送に適合した規則)	
FAS	Free Alongside Ship (named port of shipment)	FAS	Free Alongside Ship (named port of shipment)
FOB	Free On Board (named port of shipment)	FOB	Free On Board (named port of shipment)
CFR	Cost and Freight (named port of destination)	CFR	Cost and Freight (named port of destination)
CIF	Cost, Insurance and Freight (named port of destination)	CIF	Cost, Insurance and Freight (named port of destination)

*この配置方法はインコタームズ1990年版から導入された。